

★第4回★

「相続税の計算方法」

相続が発生した場合、だれに相続させるかという遺産分割の問題はもちろん重要ですが、遺族が納付しなければならない「税金」も大きな問題です。今回は「相続税の計算方法」について、基本的な流れを確認します。



税理士 八木正宣

図表1 相続税の計算方法



相 相続税は、被相続人の遺産を相続または遺贈によって取得した人に対してかけられる税金です。

ただし、相続または遺贈で財産を取得した人すべてに相続税がかかるのかというと、そうでもありません。相続税には「基礎控除額」という、いわば免税点があり、被相続人の「正味の遺産額」が「相続税の基礎控除額」を下回る場合には相続税はかかりません。

相続税のかかる人は、被相続人が死亡した日の翌日から10ヵ月以内に、税務署に申告し、納税することになっています。

では、なぜ相続税という税金が必要なのでしょう。まず、特定の人に財産が集中するのを防ぐために富の再分配を促す

すべきだという考え方がありま
す。また財産をもらった人は、税金を支払う能力が生じたのだから、負担するのが当然という考え方もあります。

遺産の評価方法は相続税法で定められている

相続税の全体的な計算の流れは図表1のようになります。以下、詳しく説明していきます。

① 遺産総額の計算

まず、被相続人の遺産がどのくらいあるのかを計算します。遺産の評価は、相続税法で定められた評価方法をもって行ないます。相続財産には、不動産・動産・債権など本来の財産のほか、一定の死亡保険金、死亡退職手当金などのみなし相続財産も含まれます。

② 正味の遺産額の計算

遺産総額から非課税財産および債務・葬式費用を控除し、これに被相続人から相続人等へ対する3年以内の贈与財産を加算して「正味の遺産額」を求めます。

非課税財産として相続税がかからないようにされている財産は、墓所・仏壇等や国・地方公共団体等に寄付した財産、死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額です。

そのほか、相続発生時に存在する被相続人の債務のうち相続人が負担するものについては、遺産総額から控除できます。相続発生後に発生する葬式費用についても、遺産総額から控除できることとなっています。

また、相続税を計算するときに重要なのが3年以内の贈与財産の存在です。

相続または遺贈により財産を取得した人が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けたことがある場合には、その贈与財産を遺産総額に加算します。これは、生前に財産をすべて贈与してしまえば、相続税が課税されないこと

図表2 相続税の税率表

法定相続分で按分した金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
1000万円を超え3000万円以下	15%	50万円
3000万円を超え5000万円以下	20%	200万円
5000万円を超え1億円以下	30%	700万円
1億円を超え3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

③ 課税遺産総額の計算
を防止するための規制です。

正味の遺産額から相続税の基礎控除額を差し引いて「課税遺産総額」を求めます。

基礎控除額は、5000万円に法定相続人1人につき1000万円を加算して求めます。

相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとなります。養子の数を無制限に「法定相続人の数」にカウントすると、例えば

図表3 相続税の計算例

【設例】

- ・被相続人の遺産総額は1億2000万円（債務・葬式費用2000万円が含まれる）
- ・法定相続人は、配偶者Xと子A、子Bの3人
- ・実際の相続割合は、Xが50%、Aが40%、Bが10%

①正味の遺産額	1億2000万円 - 2000万円(債務・葬式費用) = 1億円	
②課税遺産総額	1億円 - 8000万円(注) = 2000万円 (注)基礎控除額 5000万円 + 1000万円 × 3人 = 8000万円	
③相続税の総額	X	2000万円 × 1/2(法定相続分) = 1000万円 1000万円 × 10%(相続税率) = 100万円
	A	2000万円 × 1/4(法定相続分) = 500万円 500万円 × 10%(相続税率) = 50万円
	B	2000万円 × 1/4(法定相続分) = 500万円 500万円 × 10%(相続税率) = 50万円
	合計	100万円 + 50万円 + 50万円 = 200万円
④各人の算出税額および納付税額	X	200万円 × 50%(実際の相続割合) = 100万円 100万円 - 100万円(注) = 0円 (注)配偶者の税額軽減により相続税はかからない。
	A	200万円 × 40%(実際の相続割合) = 80万円
	B	200万円 × 10%(実際の相続割合) = 20万円

10組の養子縁組を行なうと1億円の控除となり、節税効果が非常に高くなります。そのような節税目

的の養子縁組を排除するため、養子については、このような制限を設けています。

相続税の総額は
法定相続分を基に計算

④相続税の総額の計算

「相続税の総額」は、実際の遺産分割に関係なく、課税遺産総額を法定相続人で法定相続分どおりに取得したとみなして算出されま

す。具体的には、法定相続分で按分の金額に相続税率(図表2)を乗じて各法定相続人の相続税額を計算します。各法定相続人の相続税額を合計したものが相続税の総額です。そのうえで、相続税の総額を実際の相続割合に応じて按分し、「各人の算出税額」を計算する仕組みになっています。

こうした複雑な計算方法がとられている理由を説明しましょう。実際の遺産分割後の金額に相続税率を適用したと仮定すると、同じ金額の課税遺産総額であっても、遺産分割の方法によって(例えば各人が均等分割とした場合)は低い税率が適用され、相続税の総額は少なくなるおそれがあります。このような相続税の不公平を避けるため、実際の遺産分割の内容

今回の解説
を踏まえて

こんなアドバイスをこなお

今回のお客様



相続税により遺産が大幅に減らされるのが不安だというDさん

お客様「父が死亡して4億円分の遺産を相続することになりました。相続税率を見ると3億円超の場合、50%です。ということは遺産の半分近くを税金で取られてしまうんですか？」

行職員「お客様、相続税率は法定相続分に応じて遺産を分割した後の金額で見ることになります。遺産の総額で見るとではありません。また、基礎控除なども確認する必要があります。例えば、相続人が2人の場合、基礎控除額は7000万円になります。この基礎控除額を遺産額から控除し、控除後の金額を法定相続分で取得したとみなした金額に対して税率を適用するんです」

お客様「なるほど。4億円で見るとはいいんだ」
行職員「加えて、相続税には配偶者の税額軽減といった税額控除もあります。ですからお客様が思っているほど税金が取られるわけではありません」

★アドバイスのポイント★

相続税の税率の見方については誤解が生じがちです。遺産の総額で見るとはいいことを理解してもらうためにも、相続税の計算の流れをきちんと説明するとよいでしょう。また、相続税額が軽減される各種の税額控除についても忘れずに説明しましょう。

に左右されない「法定相続人の法定相続分」を相続税の総額計算の基礎とすることとしているのです。なお、相続税の税率は、課税遺産が多いほど税率が高くなる超過累進税率を採用しています。

⑤各人の算出税額の計算

ここまでで相続税の総額が計算されましたが、実際の各人の相続税は、財産を取得した人がその取得した分にに応じて負担します。遺産をより多く取得した人は、その分だけ多く相続税を負担することになります。

⑥各人の納付税額の計算

最後に「各人の納付税額」を計算します。1親等の血族および配偶者以外の者または孫養子が相続財産を取得した場合には、各人の算出税額に2割を加算しなければなりません(これを相続税の2割加算という)。

また、相続税の税額控除としては、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、贈与税額控除があります。

代表的なものが配偶者の税額軽減でしょう。配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味遺産額が1億6000万円を超えていても、法定相続分に応ずる金額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。